

令和6年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	中心市街地出店促進補助金									
補 助 金 の 性 格	団体・個人への事業費補助					始期	H23		終期	—
予 算 事 業 名	中心市街地来街環境整備費					(事業コード)		071106		
所 管 部 署	経 済 部 経済交流 課					係	電話番号		内線5430	
交付先(団体、個人等)	中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分を活用した新規出店者									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分を活用した新規出店者							
	(意図) どういう状態にしたい		空き店舗の利活用により中心市街地の活性化を図るとともに、まちなかに居住する住民の利便性向上を図る。							
対象事業等の内容	中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分を活用した新規出店者の店舗賃借料の一部を月額10万円を上限として補助する。									
積算方法	新規出店の見込み件数等を考慮して算定 (補助率は、月額店舗賃借料の3分の1以内(千円未満切捨て)で、月額上限を10万円とし、期間は最大1年間とする。)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助件数					② 店舗1件当たりの補助額				
	単位:件					単位:千円				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	18	10	8	16	18	311	307	259	241	333
成果指標と過去5年間の実績	① 補助対象物件数(各年度3月末時点)					② 中央地区・大成地区・神楽1〜7条居住人口(4月1日時点)				
	単位:店舗					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	62	59	56	62	54	18,728	18,676	18,598	18,422	18,273

2 収支状況等

単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	—	—	—	—	—	
		市補助金	3,074	2,075	3,857	5,998	5,358	
		店舗賃借料自己負担	9,491	4,208	8,308	14,606	10,716	
		その他						
	収入合計		12,565	6,283	12,165	20,604	16,074	
	市補助率(%)		24.5%	33.0%	31.7%	29.1%	33.3%	
	支出合計		12,565	6,283	12,165	20,604	16,074	
	うち食糧費、交際費		0	0	0	0	0	
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		3,074	2,075	3,857	5,998	5,358	
	特定財源		0	0	0	0	0	
	人件費	正職員	人工	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
			金額	2,252	2,302	2,327	2,350	2,423
		臨時・嘱託／会計年度任用職員		0	0	0	0	0
	その他事務費		0	0	0	0	0	
	合計		5,326	4,377	6,184	8,348	7,781	
受益対象者数		10	8	16	18	15		
補助金単位コスト(単位:円)		532,600	547,125	386,500	463,778	518,733		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、補助対象経費である店舗賃借料の支出確認を確実に行うなど適正に処理しており、事業内容についても、補助金交付要綱と整合性が図られている。なお、店舗賃借料の支払実績に対する補助金であるため、繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☒ 個人 1/3以内 ☒ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間(終期設定)	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☒ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 平和通買物公園を始めとする中心市街地の賑わい創出や、新規出店の促進による地域経済の活性化などにより、不特定多数の市民に直接及び間接的に効果が行き渡っている。 (左の内容を踏まえての評価) ☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 当該補助金がなくなった場合、空き店舗に新規出店する事業者が減少することで、中心市街地の賑わい創出や地域経済の衰退を招く可能性がある。 (左の内容を踏まえての評価) ☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 補助金対象期間が終了した後も、令和6年度末現在で78店舗が営業を続けていることから、中心市街地の空き店舗の解消に高い効果があると評価する。 (左の内容を踏まえての評価) ☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1(4) 中心市街地に新規出店する事業者が増加し、空き店舗の活用促進が図られている。また、やむを得ず中心市街地から撤退する事業者もいる中、そうした空き店舗に新たな事業者が出店しやすい環境を作ること、中心市街地及び地域経済の活性化を図るものであることから、終期を設定することは馴染まない。

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	中心市街地出店促進補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
—	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
(1)平成24年度 (2)平成26年度 (3)平成27年度 (4)平成30年度 (5)令和4年度	(1)従来の1階空き店舗に加え、2階の空き店舗も対象とした。 (2)共有の通路に面しているビルの1階店舗を対象とした他、補助対象区域を中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地区域に拡大した。 (3)店舗の外壁の一部が道路に面し戸絵里、当該道路から店舗の内部を見ることが可能な構造であり、かつ店舗専用の出入口を有する1階部分の営業用施設を対象とした。 (4)営業時間について、一日のうち午前9時から午後6時までの間で6時間以上の営業を行う店舗から、午前9時から午後8時までの間で6時間以上の営業を行う店舗に改正した。 (5)買物公園エリアに限り、営業していることがわかる窓等の構造を有する1階から3階部分の営業用施設を対象に追加した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	本市が実施する中心市街地活性化施策等と連携し、より効果的な制度としていく。
解決に向けた取組	他都市事例の調査や、市内部局や中心市街地に関する組織・団体等と協議し、より効果的な制度の検討を進める。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	中心市街地活性化基本計画に基づき実施されている中心市街地の空き店舗解消に寄与する事業であり、補助金の交付は新規出店を促進するために効果的であることから、中心市街地の活性化に向け、今後も継続が必要である。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	中心市街地出店促進補助金
-----------	--------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	旭川市都市機能施設誘導促進補助金	実 施 主 体	地域振興部都市計画課
概 要	中心市街地における医療・福祉、教育・子育て支援、金融、商業などの都市機能施設の誘導を通じて、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、新築等によって新たに整備される店舗等の施設整備に対して建築費用の一部を補助する制度 対象区域内において対象都市機能施設を含む一定規模以上の建物を新築、増築又は大規模改修を行う場合に、最大2,000万円の補助が得られる。(場所によって上限額の優遇措置あり。) 1 対象区域 (1)旭川駅前エリア (2)平和通南エリア (3)平和通北エリア・銀座通エリア 2 対象都市機能施設 例)子育て支援施設、医療・商業・金融・教育・文化施設、多世代交流施設、旅館、オフィスなど		
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)	☐ ある ☒ ない		
説 明	・まちなかの賑わい創出という目的は同じであるが、対象とする区域や建物、工事が大きく異なる。 ・「旭川市都市機能施設誘導促進補助金」は、都市機能施設を設置する必要があることから、ある程度の施設規模や資金等が必要となり、空き店舗など小規模商業施設の所有者には活用が難しいものである。 ・中心市街地の振興には、都市機能施設の誘導も空き店舗の利活用も、どちらも必要なものであることから、双方が役割分担をし、連携して支援していくことで、中心市街地全体の更なる賑わいづくりや発展につながるものと考えている。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
苫小牧市	事業名：苫小牧市内空き店舗活用事業補助金 1 事業内容 苫小牧市内及び中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用し、集客に役立つ施設等を開設する事業者等に対して、店舗賃借料または店舗移転改装費の一部を予算の範囲内で補助する。 2 対象店舗 (1)店舗賃借料 苫小牧市内にあり道路に面している、かつ、空き店舗となってから原則3か月以上経過している店舗 (2)店舗移転改装費 店舗賃借料の条件に加えて、旧苫小牧市中心市街地活性化基本計画に定められた区域内にある空き店舗 3 補助金額・期間 店舗賃借料または店舗移転改装費(中心市街地に限る) (1)店舗賃借料の場合 月額賃借料の1/2以内(苫小牧市内:3万5千円、中心市街地:上限5万円、)、補助期間は12か月以内 (2)店舗移転改装費の場合:対象経費の1/2以内(上限60万円) ※賃借料・移転改装費ともに1,000円未満端数切り捨て ※消費税は対象外経費
福島市	事業名：福島市活力ある商店街支援事業補助金「街なか出店家賃支援」 1 事業内容 街なかの商店街等の空き店舗に出店する際の家賃の一部を最長3年間支援する。 2 対象店舗 (1)アパレル産業および新規創業者(クリエイティブ産業に限る)による店舗 (2)その他の一般店舗 3 補助金額・期間 (1)1年目:12分の8、2年目:12分の6、3年目:12分の4 / 上限額:年240万円(月20万円) (2)1年目:2分の6、2年目:12分の4、3年目:12分の2 / 上限額:年180万円(月15万円)

東京都台東区	事業名: 商店街空き店舗活用支援(家賃支援)事業 1 事業内容 近隣型商店街内にある空き店舗を借りて事業を始める中小企業者等に対して、家賃の一部を3年間補助する。 2 対象店舗等 ・区内の近隣型商店街の区域内にある空き店舗であること。(共同商業施設内に立地するものは対象外。) ・空き店舗として、概ね3ヶ月以上経過した物件であること。 ・令和6年4月1日以降に契約した物件であること。 ・補助決定後3ヶ月以内に事業を開始すること。 ・出店後は、商店街に加入し、活性化に向けて協力すること。 ・令和8年度から令和10年度の3年間、年1回商工相談員による経営診断を受けること。 3 補助金額・期間 家賃(敷金・礼金等は除く)の2分の1。 1年目: 上限月額5万円、2年目: 上限月額4万円、3年目: 上限月額3万円
--------	--

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。